

令和5年度 事業計画について

1 基本方針

政府は、新型コロナの感染症法上の位置づけについて、季節性インフルエンザなどと同じ「5類」に移行する方針に決めました。「5類」に移行されると、これまで行われてきた行動制限がなくなり、今後は3密の回避や人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生、換気等の感染対策を個人がそれぞれの価値判断で必要に応じて行うこととなります。今年度は、必要な感染対策を行いながら、積極的に事業の要である交流の場（会議・会合・懇談会・研修会・講習会）を再開し、会員の心身の健康や生きがい、センターの発展につなげたいと考えています。

なかでも、人のつながりを大切にし、フレイル予防教室などによる健康の維持増進や地域活動等就業以外の魅力を発信し、会員を拡大させていきます。

また、会員の拡大においては、就業機会の確保が必要です。行政・民間との情報交換を密にし、行政との連携を強化し、民間企業への新規訪問活動を実施していきます。

さらに、「安全は全てに優先する」を基本に捉え、安全就業の徹底に努め、会員が安心して就業できる体制を整備します。

令和5年度は、第2次中期計画の最終年度であります。この5年間の事業の検証と評価を行い、課題を明確にし、第3次計画に向けた目標値と計画を策定します。

今年の10月からは、インボイス制度（適格請求書等保存方式）が導入されるなど厳しい状況が続きますが、シルバー人材センター事業の一層の発展のために努めていきます。

2 実施計画

(1) 会員の増強

・入会を希望する高齢者のために、かみひら事務所に加え、プラザ22で入会説明会を開催します。また、女性のための入会説明会も継続して実施します。

・市の広報誌、ホームページ、シルバーあげおへ会員の募集記事を掲載するとともに、募集パンフレットを作成しポスティングや各種イベントにおいてのPR活動を展開します。

- ・会員の増強を意識し、勧誘に努めます。
- ・会員ご紹介カードの活用を図ります。
- ・入会キャンペーンを実施します。
- ・女性向けの魅力ある講習会や研修会を実施しセンターの魅力を高め入会の促進を図ります。
- ・就業以外の魅力を高め退会会員の抑制に努めます。

(2) 就業の拡大

- ・公共事業の受注拡大を昨年に引き続き市行政に働きかけを行います。
- ・企業向けのPR活動や新規就業開拓活動を実施します。
- ・就業の拡大を意識し、勧誘に努めます。
- ・お仕事紹介カードの活用を図り、就業開拓を促進します。
- ・フレイル予防事業を推進します。
- ・会員の就業に対する意識や資質の向上を図るため、接遇研修を実施します。
- ・総合事業のさらなる受注のため、地域包括支援センターとの連携を密にするとともに、就業機会の拡大に向け体制を整えます。併せて家事援助事業を推進します。
- ・繁忙期に就業機会の損失が生じている、植木・草刈り・草取り等の業務については、会員及び職群班の充実を図り、顧客の要望に応えることのできる体制づくりを進めます。また、後継者育成のための技能・技術を習得する講習会を実施します。
- ・「スタディスクール」(学習教室)を充実させ、推進します。

(3) 組織の充実と活性化

- ・東西地域組織役員会、各支部懇談会、シルバーサロン「オリーブ」を通して、役員間や役員と会員の意見交換の場を設けます。
- ・ホームページの不断の見直しを行い、情報提供の充実を図ります。
- ・携帯電話向けショートメッセージサービスを活用し、的確な情報提供に努めます。
- ・会員相互の親睦交流を促進します。
- ・会員のレベルアップのため、接遇、調理等の講習会を行います。
- ・技能群を希望する会員、及び市民の技能・技術習得を目的として、植木剪定などの講習会を実施し、後継者の育成を図ります。

(4) 安全適正就業の推進

安全就業と、適正就業は車の両輪であり、どちらかが欠けてもセンター事

業の円滑な運営ができません。安全・安心な就業のできる環境づくりを、会員、事務局一体となって作り上げてまいります。

安全就業の徹底

- ・安全第一の就業を徹底し、事故ゼロを目指します。
- ・「安全講習会」等を実施し、会員の安全意識の高揚を図ります。
- ・安全委員会を開催し、就業現場の安全巡回パトロールを実施し、事故発生の場合、事故分析を行い、善後策及び安全対策の強化を進めます。
- ・会員の健康増進のための取組（フレイル予防教室）を実施します。
- ・健康診断の受診を推進し、健康意識の向上に努めます。
- ・安全衛生委員会での産業医からの指導内容を会員に伝えていきます。

適正就業の推進

- ・公益社団法人として、法令等を遵守した適正就業を強化し、安心して就業できる環境づくりを推進いたします。
- ・臨時的かつ、短期的、または軽易な業務の原点に立ち返り、就業及び契約の適正化を図ります。
- ・請負契約の内容の点検、契約書や仕様書の整備について、自主点検表の活用も踏まえて、適正就業への改善に取り組みます。
- ・ローテーション就業や、ワークシェアリングの徹底を図ります。
- ・多様化する就業形態に応じた、適正就業の推進を図ります。

(5) 地域貢献活動

- ・社会奉仕活動を通じて、高齢者の健康・生きがい・社会参加の推進を図ります。
- ・市民向けのフレイル予防教室を行います。
- ・市広報等への掲載や、あげお産業祭等のイベント等に積極的に参加し、多くの市民にセンター事業のPRを行い、普及啓発に努めます。

(6) 財政基盤の確立、運営体制の強化

- ・重点事業に事業費を重点配分します。
- ・引き続き補助金の確保に努めます。
- ・インボイス制度に関する周知を行うとともに、対応を進めます。
- ・公益社団法人としての機能・体制を維持・強化するため、職員の適正な異動や配置、組織改革を実施し、健全な事業運営を目指します。
- ・自主的・自律的な組織活動としての部会・委員会の充実と活性化を推進し

ます。また、主体的な運営を図る職群班活動を推進します。

(7) 一般労働者派遣事業、有料職業紹介事業の推進

・地域社会の多様なニーズへの柔軟な対応、及び適正な就業環境の推進の観点から、一般労働者派遣及び有料職業紹介に取り組めます。

・請負・委任になじまない仕事、また雇用と受け取られかねない就業については、発注者に説明をし、労働者派遣事業での契約、及び就業形態の変更を進めます。

・請負契約と派遣契約の、メリットとデメリットをしっかりと説明し、就業機会の増加に努めます。